

〔 I 〕 調査の概要

1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の沿革

我が国は、昭和25年の1950年世界農業センサス以降10年ごとに国際条約に基づく世界農業センサス（1960年からは林業センサスも同時実施）を行うとともに、その中間年には我が国独自の農業センサスを実施している。2005年からは、（これまで）10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと結合し、農林業センサスとして5年周期で実施することとなった。今回の2015年農林業センサスは、農業センサスが14回目、林業センサスが8回目の調査となる。

沖縄県における農林業センサスは以下のとおり実施されており、平成27年2月に実施された今回センサスは12回目にあたる。第3回目までは琉球政府が独自に行い、第4回目以降は復帰に伴い全国一斉に行われている。

第1回目	1950年世界農業センサス（昭和26年2月実施）
第2回目	1965年農業センサス（昭和39年4月実施）
第3回目	1970年世界農林業センサス（昭和46年10月実施）
第4回目	1975年農業センサス（昭和49年12月実施）
第5回目	1980年世界農林業センサス（昭和54年12月実施）
第6回目	1985年農業センサス（昭和59年12月実施）
第7回目	1990年世界農林業センサス（平成元年12月実施）
第8回目	1995年農業センサス（平成6年12月実施）
第9回目	2000年世界農林業センサス（平成11年12月実施）
第10回目	2005年農林業センサス（平成16年12月実施）
第11回目	2010年世界農林業センサス（平成22年2月実施）
第12回目	2015年農林業センサス（平成27年2月実施）

3 調査の根拠

調査は、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行われた。

4 調査の体系

2015年農林業センサスは、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の調査対象、調査方法等については次のとおりである。

調査の種類	調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農林業経営体調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 （農林業経営体の定義は、「[Ⅱ]用語の解説」を参照）	農林水産省 都道府県 市区町村 指導員 調査員 調査対象	平成27年 2月1日	調査対象による自計調査 （状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）
農山村地域調査	（市区町村調査） 全ての市区町村	農林水産省 地方組織 調査対象	平成27年 2月1日	オンライン又は往復郵送による自計調査 ※オンラインとは電子メールの利用をいう。
	（農業集落調査） 全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落	農林水産省 地方組織 調査員 調査対象		調査対象による自計調査又は調査員による面接調査

以下、本報告書は沖縄県が実施した「農林業経営体」に関する調査結果等を収録している。

5 2015年農林業センサスの変更点

我が国農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、円滑かつ効率的に実施するために、調査方法の改善及び調査項目等の見直しが行われた。

主な変更点は、次のとおりである。

(1) 実査期間の拡大について

冬季における調査員の安全確保を図るため、従来の実査期間を1ヶ月前倒しして、平成26年12月中旬から平成27年2月末日までに変更した。

(2) 調査方法の見直し

調査客体の利便性の向上及び調査の効率化を図るため、一部の地域においてオンラインによる報告を導入した。(沖縄県においては導入なし。)

(3) 調査項目の新設・追加

ア 今後の生産構造の大幅な変化を見据え、工芸農作物、野菜類及び果樹類の品目別の作付面積を新たに把握した。

イ 農業と異業種との連携の実態を詳細に把握するため、異業種からの資本金・出資金の提供に係る調査項目を拡充した。

ウ 母集団情報整備の観点から、農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合を新たに把握した。

エ 人材の育成・確保等に関する施策の検討に必要なことから、常雇いの年齢別人数を新たに把握した。

オ 農村を支える女性の農業経営への参画の実態を把握するため、経営方針の決定への参画状況を新たに把握した。

カ 効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた施業の集約化の実態を把握するため、林業経営の受委託面積を新たに把握した。

(4) 調査項目の廃止

2010年世界農林業センサスまでは、親と子など1つの世帯の中に収支を独立した複数の経営がある場合、それぞれを独立した経営体として別々の調査票により把握していたが、調査客体の記入負担の軽減を図る観点から、1世帯で複数経営を行っている場合であっても、当該世帯で1つの調査票に記入するよう変更するとともに、1世帯複数経営に関する調査項目を廃止した。

6 農業集落について

農業集落とは、市町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことで、「村」、「区」、「班」などと呼ばれているものである。

農業集落は、農林業経営体調査の結果を集計・表章するための最小単位であり、沖縄県では従前より市町村の設定する、いわゆる行政区の区域を農業集落の区域として認定してきた。

これは、行政区が一部市街地のようなところは別として公民館を中心に独自の自治的管理機能を果たしてきており、集落としての共同体的社会集団とみることができたからである。

今回のセンサスにおいても基本的な認定方針は従来と変わらないが、統計の連続性の観点から、市町村の行政区域の設定替えに伴い農業集落の区域が大きく変更されることのないように、特別な場合を除き前回センサスを踏襲することとしている。

都市地区などにおいて、農業集落の全域が市街化区域に含まれる場合は農山村地域調査の調査対象から除かれているが、農林業経営体調査では一般の農業集落と同様の扱いである。